

佐倉市 農業委員会だより

第89号 令和3年1月

発行 佐倉市農業委員会
〒285-8501
千葉県佐倉市海隣寺町 97
Tel. 043-484-6285(直通)
佐倉市ホームページ
(<http://www.city.sakura.lg.jp>)



令和2年7月20日、農業委員15名が市長から任命され、農地利用最適化推進委員15名が委嘱されました。

任期は令和5年7月19日までの3年間です。

新しい農業委員会がスタートしています。

※写真は農業委員任命式の様子です。

令和二年の委員改選により、農業委員会会長に就任しました、石田和久でございます。よろしくお願いいたします。

日頃から当委員会活動に対しまして、農家の皆様はもとより関係機関の皆様方に深い御理解と御協力を賜り、深くお礼申し上げます。

一昨年は、台風十五号・十九号の強風、豪雨災害等による甚大な農業被害があり、昨年は、新型コロナウイルス感染症により、世界中で大変な年となつてしまいました。農業をはじめ、様々な産業に多大なる影響を及ぼし、益々、厳しい年となつてしまいました。

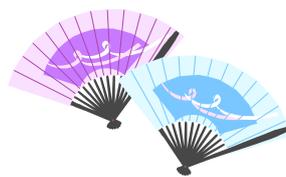
本年は、自然災害も無く、新型コロナウイルス感染症の早期収束、農業、また、他産業等にも有意義な年になる事を願い、農業委員会一丸となつて、邁進して参りたいと考えております。

最後に、皆様のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。



農業委員会会長挨拶

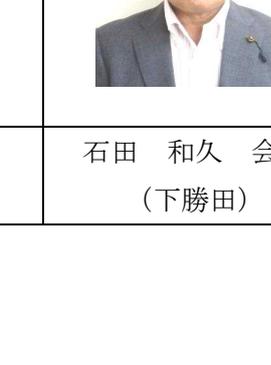
会長 石田 和久



○農業委員(15名)及び農地利用最適化推進委員(15名)を紹介します。

・農地の売買・貸し借り、営農等の相談は、地元の農業委員及び農地利用最適化推進委員にお願いいたします。

佐倉市農業委員会委員(15名)議席順

			
林 重孝 (坂戸)	羽根井 直子 (宮本)	鈴木 孝徳 (上座)	三須 健行 (七曲)
			
梅澤 孝雄 (大佐倉)	三門 増雄 (青菅)	江川 昌子 (萩山新田)	長澤 正昭 (白銀)
			
足立 正道 (寺崎)	山崎 宏 会長職務代理者 (臼井田)	兼坂 仁 (角来)	牛玖 良一 (小篠塚)
			<div style="border: 2px solid green; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p>※農地の売買・賃借の許可、農地転用案件への意見の具申などを行い、併せて担い手への農地の集積、遊休農地の発生防止・解消などを行います。</p> </div>
眞野 文雄 (生谷)	石渡 文久 (高崎)	石田 和久 会長 (下勝田)	

○このたび退任された農業委員、農地利用最適化推進委員の方々におかれましては、本市の農業振興に大変ご尽力をいただき、ありがとうございました。今後も、農業振興・農業委員会活動にご協力の程お願いいたします。

佐倉市農地利用最適化推進委員（15名）地区ごと

			
藤崎 儀之 (大佐倉)	木内 正夫 (飯田)	立田 和男 (江原新田)	兼坂 誠 (角来)
			
秋山 照明 (井野)	鈴木 健一郎 (上座)	池田 達男 (馬渡)	田中 純一 (太田)
			
中村 正則 (直弥)	今関 好明 (上別所)	小出 博道 (上勝田)	石渡 光夫 (岩富)
			<p>※人・農地とのマッチングと農地利用の最適化などを進め、併せて担い手への農地利用の集積・集約化と遊休農地の発生防止・解消に努め、新規就農の掘り起こしなども行います。</p>
嶋田 勇雄 (飯塚)	眞野 好胤 (生谷)	栗原 初男 (吉見)	

農地の売買や転用する**場合の手続き。****★市街化調整区域の農地**

農地を耕作目的で売買・貸し借りをする場合または、農地以外の用途に使用する場合（転用）や農地の埋め立て、盛土をする時は、農業委員会または、千葉県知事の許可が必要になります。

許可申請については、受付期限（毎月二十五日頃、ただし、閉庁日を除く。）を定めています。添付書類等に不備がありますと受付できない場合もありますので、事前に地元農業委員又は農業委員会事務局までご相談ください。

※なお、十二月のみ受付期限が早くなりますのでご注意ください。

★市街化区域の農地

農地を転用する場合には工事着工前に、農業委員会へ届出が必要になります。届出は随時受け付けています。

農業者年金に加入しませんか（老後の備えは国民年金＋農業者年金で安心!）**次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます。**

20歳以上60歳未満の国民年金の第1号被保険者であって、年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。

- 保険料は、月額2万円から6万7千円まで自由に選択できます。
- 積立方式で年金額は加入者・受給者数に左右されない、少子高齢化時代に強い年金です。
- 認定農業者等一定の要件を備えた意欲ある担い手に対して、国が保険料を一定の割合で負担する制度もあります。
- 年金は終身受給できます。加入者が80歳前に亡くなった場合は、80歳までに受け取る予定であった年金を遺族が受け取ることができます。

※ 加入のお問い合わせは、農業委員会又は下記まで。

独立行政法人農業者年金基金 電話：03-3502-3199
ホームページ：http://www.nounen.go.jp

全国農業新聞を購読しよう

全国農業新聞は、農業経営に役立つ農業総合専門誌として、高い評価を受けています。毎週金曜日発行で、購読料は月700円（税込）です。

購読のお問い合わせは、農業委員会又は下記まで。

東京都千代田区二番町9-8 中央労働基準協会ビル
全国農業新聞 新聞業務部 電話：03-6910-1130

